

通 学 心 得

通学に際しては、交通道徳を守り、本校生徒である誇りを失わないように行動すること。又、交通事故多発の世相に臨み、交通規則を守って危険を避け、交通事故に遭わないよう注意すること。歩行する際は右側を通行し、道いっぽいに広がって歩いたりしないこと。

1 自転車等の通学について

- (1) 自転車通学をしようとする者は、生徒課に申し出て、本校指定の自転車通学届を提出し指定のステッカーをはること。
- (2) 自転車は必ず施錠して自転車置場に整頓して置き、指定場所以外に放置することを一切禁止する。
- (3) ブレーキやライト等の故障による不測の事故のおきないように整備点検を定期的に行うこと。
- (4) 道路は必ず左側の端を通過すること。2台以上で並進することを禁止する。
- (5) 自転車運転中は、次のような場所では徐行および一旦停止をしなければならない。
 - ①踏切
 - ②「一旦停止」の道路標識の立っているところ
 - ③歩道を横切るとき
- (6) 自転車では、次のようなことは禁止されている。
 - ①2人乗り運転
 - ②無灯火運転
 - ③傘さし運転
 - ④イヤフォンを耳にしたままの運転
 - ⑤スマートフォン等を操作しながらの運転
- (7) 自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用することを努力義務とする。ただし、自転車保険には必ず加入すること。
※自転車運転中（乗車中）に歩行者と接触事故を起こし、歩行者がけがをした場合には賠償責任が発生することもある。
- (8) 電動キックボードでの登校は禁止とする。

2 電車、バス通学について

- (1) 並んでいる列の後ろから押したり、列の間に割り込んだりする行為は絶対にしてはならない。
- (2) 車内道徳を守り、他の乗客の迷惑になる行動（空いている座席に自分の鞄や荷物を置く等）をしてはならない。高齢者や子供に席を譲るよう心掛けること。

3 車での送迎について

原則、校地内への乗り入れは禁止する。校地外で下車する際、交通事故には十分注意すること。また駐車することで、交通渋滞を引き起こすことのないようにすること。

4 授業日以外に部活動のために登校する時の服装について

部活動で土、日、祝、長期休業中に登校する場合、運動しやすい服装も可とする。